令和６年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・公表計画

１　計画の目的

　　この計画は、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護保険法第１１５条の３５の規定に基づく「介護サービス情報の報告及び公表」の施行を目的に、介護保険法施行令第３７条の２の３の規定に基づき定めるものとする。

２　計画の基準日　　令和６年４月１日

３　計画の期間　　　令和６年９月１日から令和７年３月３１日

４　報告の実施

（１） 報告の対象となる事業所

①　令和６年３月１日以降に、介護サービスの提供を新たに開始した又は開始しよ

うとする事業所（以下「新規事業所」という。）

②　計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日の前１年間の介護報酬の額（利用者負担分も含む）が１００万円を超える介護サービスを実施している事業所（以下「既存事業所」という。）

（２）　報告の対象となるサービス

公表の対象サービス(介護保険法施行規則第１４０条の４３(介護保険法第１１５条の３５第１項の厚生労働省令で定めるサービス））は、次のサービスです。

①　訪問介護、夜間対応型訪問介護

②　訪問入浴介護（予防を含む）

③　訪問看護（予防を含む）

④　訪問リハビリテーション（予防を含む）

⑤　通所介護（地域密着型を含む）、療養通所介護

⑥　通所リハビリテーション（予防を含む）

⑦　短期入所生活介護（予防を含む）

⑧　短期入所療養介護（予防を含む）

⑨　特定施設入居者生活介護（予防を含む、養護老人ホームを除く）

⑩　福祉用具貸与（予防を含む）、特定福祉用具販売（予防を含む）

⑪　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⑫　認知症対応型通所介護（予防を含む）

⑬　小規模多機能型居宅介護（予防を含む）

⑭　認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

⑮　地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑰　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

⑱　居宅介護支援

⑲　介護老人福祉施設

⑳　介護老人保健施設

　　㉑　介護医療院

（３）　報告の方法

　　①　報告データの入力

　　　　報告の対象事業所に対しては、県から通知を行います。

県から通知があった事業所は、インターネットにより「介護サービス情報報告システム」に接続し、基本情報又は運営情報を報告システムに入力、報告を行うこととなります。

　　　ア　新規事業所は、基本情報

　　　イ　継続事業所は、基本情報、運営情報及び事業所等の財務状況が分かる書類の報

　　　　告

②　データ入力の方法

　　　　介護サービス情報報告システムのヘルプに『事業所向け操作マニュアル』が掲載

されていますので、そのマニュアルを参考にして入力してください。

　　　　入力項目は全て入力してください。

　　　ア　基本情報

**チェック機能により検出されたエラーは、解消してから提出してください。**

　　　イ　運営情報

　　　　　各事業所で十分に内容の確認を行って入力してください。（新規事業所は入力不

要です。）

（４）　報告の提出期限

　　　　報告につきましては、各事業者に別途通知しますので、その通知において示された報告期限までに入力してください。

　　　　インターネットの接続ができない事業所は、県高齢福祉課にご連絡願います。

５　調査の実施

　　事業者から報告のあった介護サービスの情報については、「介護サービス情報の公表制

度における調査に関する指針」に基づき、県が必要と認めた事業所について調査を実施

します。

６　公表の実施

　　事業者から報告のあった情報については、内容について確認が完了した事業所から順

次、「介護サービス情報公表システム」に掲載して県が公表を行います。

７　公表された情報の修正

　　公表後に事業所の所在地変更、電話番号の変更等があって事業所情報に変更が生じた場合は事業所向け操作マニュアルに従って、報告システムで修正することが可能です。

　　事業所が修正入力し、再提出があったものについては、修正後の内容で公表を行います。